

## 令和 7年度第11号 答 申

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示した決定のうち、市長ホットラインの指示書（以下「指示書」という。）の「指示をした日」、「通報者へ連絡した日」及び「連絡に対する通報者の反応等」を不開示とした決定並びに○区保健福祉センター福祉部民生子ども課（以下「民生子ども課」という。）が作成した「保育園にかかる審査請求等について」と題した報告書（以下「本件報告書」という。）の一部を不開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の部分を不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 6年 7月19日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求者が市長ホットラインに通報した内容及びその通報に対して名古屋市（区役所含む）が対応した内容が分かる全ての文書。

- 2 同年 8月 2日、民生子ども課、○区区政部総務課（以下「総務課」という。）及び総務局職員部コンプライアンス推進課（以下「推進課」という。）は、本件開示請求に対して、審査請求人が通報した市長ホットラインへの対応にかかる決裁文書（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、次の理由により、それぞれ一部開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

法第78条第 1項第 7号に該当

調査内容及び対応方針を公にすることは、通報への対応に係る事務の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- 3 同月19日、審査請求人は、本件各処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

本件各処分で不開示とした部分について開示を行うとの裁決を求める。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件は行政文書公開請求ではなく、保有個人情報開示請求であるため、決定通知書の不開示理由のように「調査内容及び対応方針を公にすること」にはならず、公にするというのは間違いである。同じく決定通知書に「事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす」とあるが、法の該当条項には、公正という文言はなく誤りである。決裁に関与した多くの職員はこの過ちに気づかず、極めて杜撰な事務が行われている。
- (2) 実施機関は、個人の権利利益を保護する観点から開示の必要性等の種々の利益を衡量した結果を示さずに一部開示決定をしており、今回の処分は不当である。
- (3) 審査請求人は、令和〇年〇月〇日に〇区民生子ども課や他区の民生子ども課において、保育施設利用申込の際に、虚偽の求職活動申立書を提出させていることを市長ホットラインに通報した（以下「本件投稿」という。）。民生子ども課職員のこれらの行為は、法や名古屋市職員の倫理の保持に関する条例に違反するだけでなく、私文書偽造の教唆罪や幫助罪、虚偽公文書作成罪に該当する可能性もあり、また不必要な就労証明書及び求職活動申立書も提出させられているため、これらのことは、プライバシーの侵害に当たる。明確な事務処理誤り、法令違反にもかかわらず、報道発表も行われていない。
- (4) 現時点まで本件に関して何の連絡もなく、不誠実である。実施機関は法令違反やプライバシーの侵害を行ったにもかかわらず、本件審査請求書を提出した時点においても、審査請求人に対して具体的な説明を行っておらず、審査請求人の知る権利は侵害されたままである。
- (5) 個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準を定める要綱（以下「審査基準要綱」という。）によれば、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められている。審査請求人はわずか 3ヶ月しかない期間の不利な教育・保育給付認定を受け、それを正すための費用と時間をかけて審査請求を行う不利益があった。審査請求人の権利利益が大幅に損なわれている状況に鑑みれば、適正な遂行とは言えない。
- (6) 実施機関が作成したと思われる「保育園にかかる審査請求等について」には、少なくとも 3箇所は事実でないことが記載されている以上、今回開

示されなかった部分にも事実でないことが記載されている可能性は高く、開示されなかった部分に記載されている個人情報の訂正を求める権利が侵害されているため、個人情報の自己コントロール権の観点からも、不開示部分が開示される必要がある。

(7) 審査請求人は、審査請求人の子が希望園に入れなかったとは主張しておらず、実施機関の事務処理がおかしいと指摘した。それにもかかわらず、本件報告書では審査請求人を貶めるような記載がされており、クレームのように扱われるのは誹謗中傷であり、権利侵害である。

(8) 保有個人情報は、その利用目的の事務にしか利用できないはずだが、本件報告書には、審査請求人が行った審査請求の情報が利用されており、この件については苦情申出を行った。

(9) 実施機関は、誤った教育・保育給付認定通知書を回収するために、審査請求人のところへ出向いて謝罪すべきである。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報の不開示とした部分には、本件投稿にかかる調査内容及び対応方針に係る内容が記載されており、これらは開示することによって通報への対応に係る事務の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 2 審査基準要綱において、「同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等、『その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』に該当する場合があります。」との記載があり、本件保有個人情報の不開示とした部分は、上記判断基準に該当することから不開示としたものである。

#### 第 5 審議会の判断

##### 1 争点

実施機関が特定した本件保有個人情報のうち、不開示とした部分が法第78条第1項第7号に該当するか否かが争点となっている。

##### 2 法の趣旨等

法の目的は、第1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、

個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 市長ホットラインについて

市長ホットラインは、本市の業務に係る法令違反その他の不正な行為に係る市民又は職員からの投稿について、市長が目を通したうえで、必要に応じて、関係部署へ送られ、調査や対応等が行われるものであり、本市における適正な業務執行を実現することを目的とする制度である。

### 4 本件保有個人情報について

(1) 市長ホットラインの制度所管課である推進課は、本件投稿を受けて、総務課へ情報提供及び対応依頼をし、総務課から対応依頼を受けた、本件投稿に係る事務の所管課である民生子ども課は、推進課へ報告を行った。

(2) 本件保有個人情報は、本件投稿への対応にかかる以下の決裁文書である。

ア 本件投稿を受けて、推進課が作成した、総務課への情報提供及び対応依頼についての決裁文書（以下「本件決裁①」という。）。

イ 上記アに係る対応依頼を受けて、総務課が作成した、民生子ども課への対応依頼についての決裁文書（以下「本件決裁②」という。）。

ウ 上記イに係る対応依頼を受けて、民生子ども課が作成した、推進課への報告についての決裁文書（以下「本件決裁③」という。）。

エ 上記ウに係る報告を受けて、推進課が作成した、本件投稿の対応終了についての決裁文書（以下「本件決裁④」という。）。

### 5 本件不開示情報について

(1) 本件決裁①から③には、推進課が作成した指示書が含まれており、実施機関は、指示書に記載された「指示をした日」、「指示の内容」、「対応状況」、「市長へ報告した日」、「通報者へ連絡した日」及び「連絡に対する通報者の反応等」（以下「本件不開示情報①」という。）が、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としている。

(2) また、本件決裁③及び④には、民生子ども課が作成した本件報告書が含

まれており、「対象児童」、「概要」及び「主な経緯」等が記載されており、実施機関は、本件報告書の記載の一部（以下「本件不開示情報②」という。）が、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としている。

## 6 本件各処分の妥当性について

(1) 法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。同号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

## (2) 本件不開示情報①について

ア 本件不開示情報①は、本件投稿について、推進課が作成した指示書の記載の一部であることから、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 次に、実施機関の事務に支障を及ぼすおそれについて検討する。実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 本件不開示情報①には、本件投稿に係る市長の指示や推進課からの依頼内容、市長への報告に係る内容等が記載されており、開示することにより、投稿に対する市長からの一般的な指示内容や対応内容、どのような投稿内容であれば市長へ報告がなされるかを推測される可能性があり、対応を求めるために事実とは異なる投稿等がなされるおそれがある。

(イ) また、実施機関が行う調査は強制力を伴うものではなく、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に事後であったとしても、調査内容が開示されることとなるとすれば、当該関連部署の職員が詳細を述べることを躊躇し、調査内容の記載も無難なものとなるおそれがある。

(ウ) 加えて、記載内容から、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が、調査対象となり得る者に知られる可能性があり、

今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまうおそれがある。

ウ 上記イの実施機関の主張に鑑みると、「指示の内容」、「対応状況」及び「市長へ報告した日」は、開示することにより、上記イのような事態が生じるおそれがあることは否定できず、そのような事態が生じると、市長ホットラインに対する通報がなされたとしても通報対象事実の確認が困難となり、将来的に市長ホットライン自体が機能不全を起こしかねないことから、開示することの利益を勘案してもなお、法第78条第1項第7号に該当すると認められる。

エ しかしながら、「指示をした日」は、投稿から調査開始までの時期が推測できる可能性があり、実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関から説明があったが、開示することにより、指示が出るまでの事務処理に要する期間は明らかになるものの、それによって実施機関の事務に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

オ また、本件投稿をした通報者は審査請求人と同一人物であることから、「通報者へ連絡した日」は、審査請求人の了知し得る情報であると考えられるため、これを開示しても事務に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

カ さらに、「連絡に対する通報者の反応等」についても、審査請求人の了知し得る情報であるとする、一般に事務支障が生じる蓋然性は低いと考えられ、本件においては、当審議会が見分したところ、これを開示しても事務に支障が生じる個別的な事情は認められない。

キ 以上のことから、本件保有個人情報①のうち、「指示の内容」、「対応状況」及び「市長へ報告した日」は、法第78条第1項第7号に該当すると認められるが、その他の部分については、同号に該当するとは認められない。

### (3) 本件不開示情報②について

ア 本件不開示情報②は、民生子ども課が作成した本件報告書の記載の一部であることから、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 当審議会が見分したところ、本件不開示情報②に記載された情報は、審査請求人にとって既知情報であると考えられることから、これを開示

することで特段の事務支障が生じるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件不開示情報②は、法第78条第 1項第 7号に該当するとは認められない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 9月 3日	本件審査請求に係る諮問書の受理
10月 8日	本件審査請求に係る弁明書の受理
10月28日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 9月19日 (令和 7年度第 6回)	調査審議
10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議
11月28日 (令和 7年度第 8回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月26日 (令和 7年度第 9回)	調査審議
令和 8年 2月20日 (令和 7年度第11回)	調査審議
3月 3日	答申